

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和59年5月1日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録及び6年5月の給料明細書の控除保険料額から、36万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和60年3月1日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるほか、同僚から提出された6年1月から同年5月までの給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成2年4月2日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるほか、同僚から提出された6年1月から同年5月までの給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成元年6月1日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるほか、同僚から提出された6年1月から同年5月までの給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成元年4月1日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるほか、同僚から提出された6年1月から同年5月までの給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和48年6月3日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるほか、同僚から提出された6年1月から同年5月までの給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社は、平成6年1月31日付けで適用事業所に該当しなくなっているが、同年5月31日まで同社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和62年7月1日から平成6年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できるほか、同僚から提出された6年1月から同年5月までの給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年12月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成6年1月30日までは適用事業所となっているが、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、一人以上の従業員が常勤していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用事業所ではなくなる届出を行っている上、社会保険庁の記録では、同社の平成5年度の厚生年金保険料が不納欠損になっていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 5 日から 40 年 8 月 25 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答を得た。  
脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 8 月 25 日以前の 5 年間に資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格のある者は 13 人おり、このうち、12 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。これについて、事業主に照会したところ、「当時の事務担当者は既に死亡しており、状況は不明だが、この事務担当者は諸手続について詳しくなかったので、脱退手当金の手続を従業員に代わって行っていた可能性はある。」と述べている上、当該支給決定の記録があり、連絡先が把握できた者の一人は、「会社が手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、

一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。